

# 射水商工会議所報



# 射水のチャレンジ企業に学ぶ!!

▲第7回創造企業報告会 (7月26日)  
発表者の(株)丸栄製作所 今牧氏

## Contents

2p

●特集●  
**消費税引き上げに向けて  
の経過措置の対応**

4p

●先月の事業 Pick up●  
新湊近未来構想実行委員会  
第7回創造企業報告会  
富山新港視察研修  
主な今後の動き～イベント情報～

5p

●青年部だより●  
新湊大橋を使った  
スタンプラリーを実施

●SERIES●  
トレンド通信  
「自分を変えなければ状況は変わらない」

6p

●インフォメーション●  
金融関係  
日本年金機構・社会保険協会からの  
お知らせ  
本所ホームページを  
リニューアルオープンしました!  
会員大会のお知らせ  
～記念講演～  
イベントのお知らせ  
日本港湾経済学会からののお知らせ  
高岡法人会からののお知らせ

8p

●キラリしんみなど●  
株式会社地域交流センター企画  
代表取締役 明石 博之 氏

# 消費税率引上げに向けての経過措置の対応

消費税は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと2回にわたる引上げが予定されている。政府は、消費税率の引上げに伴う、中小・小規模事業者の経営に及ぼす影響を最小限に止めるため、価格転嫁対策、経過措置など、様々な措置を講じていくこととしている。

今回は、一定の要件を満たす取引については旧税率が適用される「経過措置」の対応方法等について、税理士・公認会計士の城所弘明氏に全3回にわたり解説をいただく。

## はじめに

消費税法改正に伴う消費税率の引上げは、消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることと予定されています。

適用開始 区分	現行	平成26年 4月1日	平成27年 10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方 消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

(出典：国税庁「消費税法改正のお知らせ」)

また、国税庁から「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて(法令解釈通達)」(以下「経過措置通達」という)が公表されました。

## 1. 消費税の経過措置とは何か

消費税における課税取引については、課税資産の譲渡等の時期によって適用する税率が決まり、原則として平成26年4月1日(以下「施行日」という)以降の譲渡等については8%の税率を使うこととなります。

ただし、一定の要件に該当する取引の場合は施行日以降の譲渡等についても旧税率を適用することとされています。これを「経過措置」といいます。

今回の消費税改正における経過措置は、消費税率が8%に改正される平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等であっても現行の5%が適用されるケースを定めているものです。

したがって、施行日の前日(平成26年3月31日)までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが施行日以後に行われる場合には、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について8%が適用

されることとなります(経過措置通達2)。

経過措置が適用される主な取引については、「消費税法改正のお知らせ」(国税庁)によりいくつかの項目が列挙されています。今回からの「消費税率引上げに向けての経過措置の対応」ではそれぞれの取引別にその概要や要件などをまとめ、それぞれにおけるポイントとともに3回にわたってお知らせしたいと思います。

第1回目は「請負工事等」についてです。



### 【キド先生のコメント】

消費税の本則による課税事業者にとって、この経過措置の適用は、消費税適正な価格転嫁ができる限り損得はありません。

消費税課税の最終負担者である一般消費者にとっては敏感な問題になります。

## 2. 請負工事等の経過措置の概要

消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は原則として相手方に引き渡した日もしくは役務の全部を完了した日とされています。しかし、消費税の改正に当たっては税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による影響が大きいことなどから、平成8年10月1日から平成25年10月1日(以下「指定日」という)の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡しが平成26年4月1日(施行日)以後になった場合であっても、現行の5%が適用されることとなります。

また、指定日以後に契約したものであっても引渡しが行われる前日までに完了するものも現行の5%が適用されます。

さらに、契約後に追加工事等で契約金額が増額した場合については、元々の契約を含む全体が8%(新税率)の適用を受けるわけではなく、増額分の金額のみが8%(新税率)の適用対象となります。ただし、指定日までに結んだ契約を何らかの事由で一旦破棄し、新たに再契約する場合については、再契約分全てが8%(新税率)の適用対象となります。

## 3. 経過措置の対象となる「請負工事等」の契約の内容

対象となる契約は「仕事の完了に長期間を要し、かつ、その仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもので、契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」(消費税法施行令附則第4条)となっているため、この経過措置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。

具体的には次のような契約が、この経過措置の対象となります。

特集

- ①建設業に係る工事の請負に係る契約
- ②製造請負に係る契約
- ③測量、地質調査に係る契約
- ④工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計に係る契約
- ⑤映画の製作に係る契約
- ⑥ソフトウェアの開発に係る契約
- ⑦その他請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含みます。）

(注1) その他の請負に係る契約には、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約が含まれます。

(注2) 委任その他の請負に類する契約には、検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査、ディスプレイ等の企画・立案に係る契約が含まれます。

(注3) 「工事の請負に係る契約」は「日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる建設業に係る工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいうものとする」（経過措置通達10）とされています。

4. 経過措置の適用要件

この経過措置の適用を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たす工事等の契約であることが要件です。

- ①工事等の契約が指定日（平成25年10月1日）の前日までに締結されているものであること。

(注) 上記③①の契約にあつては、この適用要件を満たせば後の②から④までの要件を問いません。

- ②工事等の契約に基づく仕事の完成に長期間を要するものであること。

(注) 上記③の②から⑥の契約にあつては、仕事の性質上、その仕事が完了するまでに通例的に長期間を要することから定められたものであり、実際に長期間を要するか問いません。

- ③工事等の契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されたものであること。

- ④工事等の契約に基づく仕事の目的物の引き渡しが一括して行われるものであること。



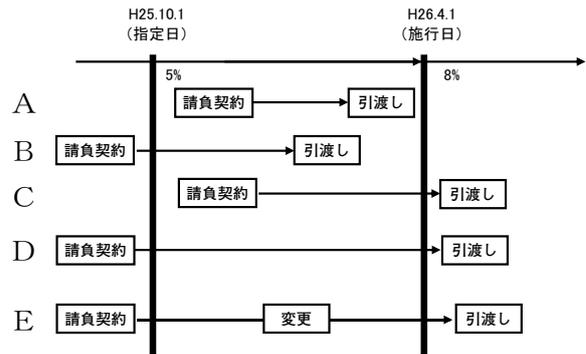
【キド先生のコメント】

この経過措置の適用を受ける場合には契約の相手方に対し、その課税資産の譲渡等が旧税率の適用を受けたことを書面により通知しなければなりません。ただし、この通知は契約書や請求書等にその旨を表示することとして差し支えありません。

5. 経過措置を理解するために



次のAからEまでの請負工事等に係る契約の取引について、適用される消費税の税率はいくらでしょうか？お答えください。



解答

ケース	適用税率	解説
A	5%	引渡しが施行日前なので5%が適用されます。
B	5%	引渡しが施行日前なので5%が適用されます。
C	8%	引渡しが施行日後なので8%が適用されます。
D	5%	引渡しが施行日後なので原則として8%が適用されますが、指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能となります。 (注) 経過措置の適用を受けるためには、指定日の前日(平成25年9月30日)までに請負契約を締結することが必要です。
E	-	指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能ですが、契約変更がある場合には原則として8%が適用されます。ただし、原契約の一部が有効な場合には、有効な原契約部分は経過措置の5%が適用され、追加変更となった部分については8%が適用されます。



【キド先生のコメント】

この経過措置の対象となる「請負工事等」に係る契約は、多数存在すると思われます。経過措置の適用を受ける場合には、契約の締結の際に適用要件等を知り確認することが必要です。

城所 弘明(キドコロ ヒロアキ)  
 役職：所長 公認会計士・税理士・行政書士  
 所属：城所会計事務所  
 《プロフィール》  
 横浜国立大学を卒業し、1980年公認会計士及び税理士の登録。  
 現在、日本公認会計士協会「経営研究調査会」事業承継専門部会 部会長、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員。  
 著書には、『実践 経営改善計画の進め方』(清文社)、『社長さん必読! プロが教える事業承継の税金と法律』(東洋経済新報社)、『専門家のための Q&A 経営承継円滑化法・事業承継税制徹底活用』(ぎょうせい)等がある。

先月の事業 pickup

**7/26 ゴールイメージを確認  
新湊近未来構想実行委員会**

新湊近未来構想実行委員会(統括・実行委員長：八嶋祐太郎)第2回全体会議が、本所で開催され、委員など44名が出席しました。



同実行委員会は、昨年9月に射水市へ提出した提言書「新湊近未来構想-わがまちへの提言(19の提言)」の実現化に向け設立されたもので、分野ごとの4つのプロジェクトチームに分け、各担当する提言の実現性について協議を重ねてきました。今回は中間の全体会議ということで、各プロジェクトチームの進捗状況を報告するとともに、今後の運営について協議を行いました。提言によっては、ほぼ内容が固まったものもあり、10月末には各提言の実現性を判断し、実施主体や予算の捻出方法、実施時期などの実行計画が決定されます。より多く提言が実行され、地域活性化の起爆剤となることが期待されます。

**7/26 強みを活かした経営  
第7回 創造企業報告会**

本所2階会議室にて、第7回創造企業報告会を開催。今回は、(株)丸栄製作所代表取締役社長今牧繁氏による発表で、議員含め約52名が聴講しました。中・大型用バケット製造において全国トップシェアを占める(株)丸栄製作所は、「面白く夢が持てる会社創造」の経営理念のもと、FRP成形の分野にも進出し、中国インドネシアへの海外展開も行っています。アドバイザーとして、富山大学 内田康郎教授より講評をいただき、聴講者からは「全員参加型の経営、経営は人づくりであるという今牧社長のお話に大変感銘を受けた。」などの声が聞かれました。

※表紙写真参照

**7/30 港湾利用者の利便性向上  
富山新港視察研修**

物流港湾委員会が国土交通省港湾業務艇による視察研修会を実施し、加治委員長はじめ11名が参加しました。船内から港湾施設の整備状況を見学しながら、山本伏木港湾事務所長より日本海側総合拠点港の選定、新湊大橋の供用開始など現況説明を受け、研修を行いました。国内外の港湾間競争が激しさを増す中、集荷の拡大、港湾施設の充実など更なる港湾の利用促進に向け働きかけていくこととしました。



**予定 主な今後の動き  
イベント情報**

**2013会員大会開催**

**8月28日(水) 午後3時~  
高周波文化ホールにて**

お待ちしております。

**<会議所> 主な今後の動き**

8/1 木	新湊商店連合会事業委員会
8/4 日	珠算・暗算能力検定試験 北日本新聞納涼花火大会
8/5 月	富山県観光土産品公正取引協議会講演会・理事会・総会合同会議
8/7 水	伏木富山港日本海側拠点港推進協議会幹事会
8/8 木	能越商工観光懇談会地元関係機関への提言・要望 正副会頭会議・役員連絡会議 副会頭候補者推薦委員会
8/9 金	日商「憲法問題に関する研究会報告書(案)」に関する説明会 万葉会・魚津商工会議所視察研修「プロジェクトA」・懇親会
8/10 土	黒部商工会議所青年部設立50周年記念式典・大感謝祭
8/19 月	七美太閤山・太閤山高岡線建設促進期成同盟会通常総会 主要地方道新湊庄川線整備促進期成同盟会通常総会
8/21 水	能越商工観光懇談会北陸地方整備局への提言・要望
8/22 木	富山県青色申告会連合会会長事務局 長会議 小規模事業者経営改善資金審査会
8/23 金	長野県千曲商工会議所東支部来所
8/24 土	内川レトロナイトバザール
8/25 日	射水市勤労者ソフトボール大会 内川十楽の市(仮装カーニバル:女性会) 新湊☆海幸ワイン会
8/28 水	常議員会 臨時議員総会 2013会員大会
8/29 木	能越商工観光懇談会JR西日本本社およびNEXCO中日本等への要望
8/30 金	交流観光委員会「韓国・仁川への訪問交流会」(9/1まで)

注) 上記は予定であり、都合により変更になる場合もございますのでご容赦ください。

## 新湊大橋を使ったスタンプラリーを実施

▶1等当選者の安保さんご家族



▶スタンプラリーを楽しむ参加者



7月28日(日)、射水商工会議所青年部主催により、「射水Y E G ☆スタンプラリー」を開催しました。

海王丸パーク周辺及びあいの風プロムナード内に計8箇所のスタンプポイントが置かれ、県内外から700名を超える方が参加し530名の方がスタンプラリーを達成しました。

スタンプラリー達成者には、抽選で市内飲食店の食事券など豪華景品が贈られました。1等のJCBカードが当たった安保浩孝さん(岐阜県中津川市)は「気持ち良い陽気の中、楽しく



▲あいの風プロムナード内のスタンプポイント

歩くことができました。また射水市に遊びに来たい」と喜んでいました。

参加していただいた皆様、ありがとうございました。

## SERIES

### トレンド通信

#### 「自分を変えなければ 状況は変わらない」

先日、高知商工会議所のイベントに参加させていただきました。小田急百貨店、京北スーパー、JALUX、フェリシモ、三越伊勢丹の食品分野のトップバイヤーの方と一緒に、講演と地元企業との相談という内容でした。220社もの参加があり、地元から新しいヒット商品を生み出そうという熱い思いが強く伝わってきました。またそれをサポートする商工会議所の方の日頃からの奮闘ぶりもうかがわれました。

相談会で10社ほど、翌日に数社を直接訪問して、新しい商品やサービスに対するお話を伺いました。変な言い方も知れませんが、成功のカギは、「現状の不備を認識した上で、どう変化していくか」にあると思います。

ある事例ですが、とてもユニークな食品を開発されたところがありました。これまでにないものであるのは確かなのですが、「誰に売るか」「何を訴求するか」、それを伝えるためには「どのようなパッケージデザイン」が良いか、どんな「販売チャネルに扱ってもらうか」、といったことについての考察がまだまだきちんとされていませんでした。

正直なところを言うと、ユニークではあるけれど売れる気は全くしませんでした。それは消費者のことをきちんと考えていなかったのと、生産者としてその商品に本気で惚れ込んでいるか、いまひとつ伝わってこなかったからです。このままではダメですよと申し上げると「どうすれば分かってもらえるのか」という考え方で、根本的に消費者目線で作る直す気はないようでした。ちょっと偉そうな言い方になってしまっただけですが、これでは相談になりません。何も変える気がないのでは、状況が変わるはずがありません。

次は成功事例を紹介します。高知県安芸市の菊水酒造は、女性向けのさまざまなお酒商品を開発して、順調に売り上げを伸ばしています。その開発チームは女性だけで構成され、本当に女性が求める味やデザインを追求しています。会社として新規市場を開拓するために女性市場を狙ったそうですが、当初は男性が考えたものに女性の意見を入れる開発スタイルだったそうです。それを思い切って女性に全面的に任せてから売れ始めました。

価格設定やデザインなどについて、男性陣が反対しても、結局トップの判断で女性の意見が通ります。世の中には中途半端に女性向けをうたった商品はたくさんありますが、女性には違いがひと目でわかります。結局その違いの重要さに気付いて、ちゃんと実行できるかどうか成功の分かれ道なのです。

市場の構造や消費者のニーズはどんどん変化します。その変化よりも先に自らが変化する行動力がないと、ヒットは生み出せないのだと痛感しました。

日経BPヒット総合研究所 上席研究員 渡辺 和博

## インフォメーション

## 金融関係

## 主な公的融資制度の利率

(平成25年8月1日現在)

資 金 名	利率(年)
日本政策 金融公庫 (国民生活事業)	マル経融資 1.75%
	普通貸付 注) 基準利率 1.85%
富 山 県	小口事業資金 2.00%
射 水 市	中小企業振興資金 2.00%

注)別に定める要件に該当する場合は、  
それぞれに定める特利が適用されます。

日本政策金融公庫  
定例相談会

アドバイザー等	開催日時
高岡支店国民生活事業 ・小口の事業資金融資 ・創業支援・地域活性化支援 ・国の教育ローン、恩給・共 済年金等を担保とする融資	8月20日(火) 13:00～15:00
富山支店中小企業事業 ・中小企業への長期事業資金 の融資 ・国の中小企業政策に基づい た支援	9月26日(木) 13:00～15:00

相談会場 射水商工会議所1階相談室

■ご利用の方は、相談所まで事前  
ご予約下さい。TEL 84-5110

日本年金機構・社会保険協会  
からのお知らせ

## 平成25年8月の年金出張相談

- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

【場 所】 新湊地区行政センター  
【相談時間】 午前10時～午後3時  
【実施日】 8月16日(金)

7/1より本所ホームページを  
リニューアルオープンしました!

## 「会員企業紹介」ページを新たに設置

皆様のお役に立つ情報を随時発信し、皆様の身近で分かりやすい“経営バイブル”となるようなホームページを目指して参ります。

また、新たに「会員企業紹介」ページを設けました。本所のホームページに企業情報を掲載し、企業(お店)のPRをしませんか?登録・掲載は無料です。ご利用を希望される方は、本所までご連絡ください。

本所ホームページを是非ブックマークしていただき、ご活用ください!!

射水商工会議所 HP <http://www.imizucci.jp/>

【問合せ先】 射水商工会議所 TEL 84-5110

## 2013会員大会のお知らせ

日 時 8月28日(水)  
15:00～16:00  
場 所 高周波文化ホール  
(小ホール)

2013 会員大会を開催します。今年度より毎年開催し、会員企業の皆様方が本所会員とし30年経過された会員企業の表彰を行うことになりました。また併せて共済制度に積極的に普及推進に貢献された会員企業へ感謝状を授与します。

第22期事業概況報告、下記講演会も開催しますので、皆様お誘いあわせのうえぜひご参加下さい。

## ～記念講演～

同日  
開催

開催日時 8月28日(水)  
16:00～17:30

講 師 藤井 聡氏

京都大学大学院工学研究科教授

内閣官房参与(防災・ニューデール政策担当)

演 題 「レジリエンス・ジャパン  
～日本強靱化構想～」

◆詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

## イベントのお知らせ

～新湊大橋あいの風プロムナード開通記念～

内川  
レトロナイトクルーズ & ★  
リバーサイドカフェ巡り  
参加者募集!! ★

開催日 平成25年8月24日(土)

参加費 前売 3,000円

当日 3,500円

観光船  
特別運行

受付場所 海王丸パーク駐車場

内容 海王丸パーク発⇒内川リバーサイドカフェ(3店舗)でご飲食・内川周辺散策⇒新湊大橋(あいの風プロムナード)⇒観光船乗船(湾内ナイトクルーズ)⇒海王丸パーク着

## コース

サンセットコース(PM3:30集合～PM7:35解散)

ナイトコース(PM4:30集合～PM8:35解散)

申込方法 ①～⑤を、TEL・FAXまたはメールにてご連絡ください。

①コース名 ②代表者氏名 ③郵便番号・住所 ④電話番号 ⑤参加人数

申込締切 平成25年8月12日(月)

先着各45名限定

各コース定員になり次第締め切ります。

## 問合せ・申込み先

射水商工会議所 TEL 84-5110 FAX 84-5245  
Mail info@imizucci.jp

ソムリエが選ぶワインと新湊の「食」を楽しむ!

新湊☆海幸ワイン会  
参加者募集

開催日 平成25年8月25日(日)

内容

新湊の料理人  
×  
富山のトップソムリエ新湊のお料理店に富山の  
トップソムリエがやってきて、  
お料理に合うワインをチョイス!  
お料理もワインに合うよう  
新アレンジ!お互い切磋琢磨  
したプロたちの味の妙を  
是非お楽しみください。

## 参加店

	限定	お一人様
・割烹かわぐち	84-1331	15名 12,000円
・新湊懐石しずはな	83-0105	12名 10,500円
・浪花鮎	82-6800	12名 4,500円
・FELISCENA～フェリシーナ～	84-3377	12組 6,000円 2名以上でお申込み下さい。
・道の駅新湊	83-0111	20名 6,000円 (五十音順)

※開始時刻、料理内容は、各店舗によって異なります

## 申込み方法

直接ご希望のお店へ電話にてお申込み下さい。

詳しくはホームページをご確認ください。

射水商工会議所 HP <http://imizucci.jp/>

その他の問い合わせは

射水商工会議所 TEL 84-5110

～日本港湾経済学会からのお知らせ～

第52回日本港湾経済学会全国大会  
今年も伏木富山港(新湊区)で開催!

開催日 平成25年8月28日(水)～30日(金)

場所 富山新港とその周辺

## スケジュール

■8/28(水) 富山新港及び新湊内川港視察

■8/29(木) 基調講演・共通論題「日本海側  
拠点港湾と北東アジア」・シン  
ポジウム

場所:高周波文化ホール(新湊中央文化会館)

■8/30(金) 自由論題

場所:高周波文化ホール(新湊中央文化会館)

## 問合せ先

第52回全国大会実行委員会

【大会事務局】富山高等専門学校

(射水キャンパス)国際ビジネス学科 館清志

TEL/FAX:0766-86-5291(直通)

## 公益社団法人 高岡法人会

## 税経セミナーのご案内

■日時 平成25年9月19日(木)  
14:00～16:00

■場所 高岡商工ビル 4F研修室

■講師 井口・中城総合法律事務所

弁護士 中城 剛志 氏

■演題 「トラブルを未然に防ぐ!

取引・契約の仕組みと法律実務講座」

■入場無料 (事前に電話にて申込みお願いします)

■申込・問合せ先

公益社団法人 高岡法人会

TEL 23-8855 FAX 26-1216

射水商工会議所Facebook  
ページで情報発信しています<http://www.facebook.com/imizucci>

## キラリ しんみなと

このコーナーでは、世界で活躍する企業、オリジナル商品がすごい企業などキラリと輝く射水市のがんばる企業をご紹介します。

第16回は、**(株)地域交流センター企画**です。代表取締役 明石博之氏は、今年1月22日に、内川東橋近くの畳屋だった古民家を改装してカフェ「六角堂」をオープン。取り壊される運命にあった空き家が、誰が見てもうっとりするような素敵なお場所に生まれ変わりました。明石氏は、「道の駅」の仕組み作りにも携わったというまちづくりのプロフェッショナル。そんな明石氏に六角堂のご紹介も兼ねて、まちづくりへの想いや考えなどを伺いました。

## 古民家再生し、カフェオープン

### Q & A

#### Q. 「六角堂」オープンまでの経緯

**A.** 東京で17年余り、まちづくりコーディネーターとして働いてきた。まちづくりに携わる人の中には、地方に実際に住んでまちづくりに取り組みたいと考えている人が多い。自分もその中の一人で、3年前に妻の実家がある富山に越してきた。これまでの第三者の目線で行うまちづくりに限界を感じ、富山で提案・実践する側としてカフェをオープンさせようとすぐに場所探しに取り掛かった。元々因島（広島県）の出身で、漁師町の雰囲気漂う内川に故郷を感じ、たまたま橋の上から立山連峰がきれいに見えたとき、「ここでやらない理由がない」と思い立った。譲る側の責任として一緒に苦慮して下さった所有者の方や、屋根が陥没間近という危機的な状況の中、無理を言って年末の着工を引き受けて下さった建設業者の方、融資担当者様など皆様が「古民家を再生し、まちに賑わいを」という熱い思いを共有して下さったお陰でオープンに漕ぎ着けることができた。

#### Q. 「六角堂」はどんなお店ですか？

**A.** 食材はこだわっていて、有機・無添加のものを使用している。食の安全は当然のこととして、あえてアピールする必要はないと思っているが、どうしても価格に反映してしまうので。お店をオープンさせたからには、「内川といえば六角堂」と皆さんに愛されるお店にしたい。六角堂を拠点に、点から線へ、線から面へ、まちづくりを仕掛けていきたい。

#### Q. まちづくりで大切なこと

**A.** 長年様々な事業に携わってきて思うのは、まちづくりで大切なことは“自分が主体者となる”ということ。自分事としてできないことは、長続きしない。人のこと、人のまち、は他人事であり、ボランティア精神だけでは限界がある。自分を犠牲にして取り組む必要はなく、商売を行う上での少しの余白・のりしろの部分で街のことや社会のことを考えてみる。表面的なことだけではなく、後継者問題など根底にある問題からじっくりと膝を突き合わせて考えていくことが必要だと思う。まちづくりは、一見華やかな活動に見えて、実際は非常に地味な仕事。売り手と買い手の両方が中心となって一緒に考え、まちづくりに取り組んでいければと思う。

### インタビューを終えて

私たちは、果たして自分の住む場所が好きで、誇りに思っているのか、考えさせられました。内川で古民家（現店舗）を見つけた際のことを話して下さる明石氏は、まるで宝物を見つけた少年かのように瞳が輝いていました。明石氏によると、今は、旅行者がなんでもない街で楽しみを発見する能動的な旅行へと嗜好がシフトしているとのこと。「まずは新湊に住み、新湊で商売をする私たちが、魅力を発見・再認識し、できることを考えていかなければ…」と感じました。



▲カフェ uchikawa 六角堂オーナー  
明石 博之氏

### 会社概要

**社名**  
株式会社 地域交流センター企画  
(本社) 東京都中央区  
(資本金) 1,000万円

**代表者**  
代表取締役 明石 博之

**事業内容** 社会事業コンサルタント、  
まちづくり起業会社

**店舗名** uchikawa 六角堂

**住所**  
射水市八幡町1-20-13

**事業内容** カフェ

### 掲載企業 募集中

問合せ先：射水商工会議所  
東海 (TEL 84-5110)

### 地元消費で、 街を元気にしよう!

～楽しいお買い物は地元の店で～

地域の皆様に、地元新湊の商品・  
生産品が愛用され、育てていただく  
ことが、豊かな地域づくりの根源です。